

様式第一（第2条関係）

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の協議書

平成30年（2018年）年7月9日

関東経済産業局長 後藤 収 殿

長野県 青木村長 北村 政夫

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

青木村の総人口は、昭和 55 年以降減少し続けているが、年少人口と生産年齢の減少が顕著であるため、労働力の確保が課題となっている。当村の基幹産業は、農林業であるが、国内需要の拡大が見込まれる健康・観光分野などの「次世代産業」を集積するとともに、相互の産業融合による新たな付加価値を生み出すことで、地域産業の活性化と雇用の創出を図っていく必要がある。

また、現在、村内の中小企業者は人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された村内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、村内の中小企業者に対する金融機関からの運転資金や設備資金等の融資をあっせんして商工業の振興を図ってきたが、引き続き村内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、円滑な事業承継を促進していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

当村では、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、村内の中小企業者の生産性向上を図る。そのための目標としては、8 件の先端設備等導入計画を認定する。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の「労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）」が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当村の産業は、生産年齢の減少により女性・シニア・留学生等の多様な人材を活用していかなければならず、さまざまな先端設備等の導入により個々の働き方に対応した労働環境の整備や省力化を行う必要があるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当村の産業は、村内全域に立地しているため、本計画の対象地域は、当村の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当村の産業は、さまざまな産業が融合した新たな付加価値の創出を目指しているため、業種・事業は限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

村が中小企業・小規模事業者等から提出された計画を認定する際に配慮すべき事項は以下のとおりとする。

- ・人員削減を目的とした取組は対象としない。また、労働者の賃金が適正な水準にあること。その他、労働保険等の加入といった労働環境が整備されていること。
- ・長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ・法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。